

原料費調整制度の説明

○原料費調整制度とは

「原料費調整制度」とは、為替レートならびに原油価格による輸入原料価格の変動を迅速にガス料金へ反映するため、平均原料価格が基準平均原料価格に対して上昇あるいは低下した場合に、その変動幅に応じて基準単位料金を調整する制度です。

○原料費の調整方法

1. 調整単位料金は次の算式で算定し、小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

- =基準単位料金 + 0.075 円 × 原料価格

- 平均原料価格が基準平均原料価格未満

調整単位料金(1立方メートル当たり)

- =基準単位料金 - 0.075円 × 原料価格変動額 / 100円

3. 平均原料価格は下記、概要図の各3か月間の貿易統計の数量及び価額からトン当たり LNG、LPG の平均価格（1.0 円±満四捨五入）をもとに次の算式で算定し、1.0 円±満の増減を四捨五入し、1.0 円単位でいたします。

平均原料価格 = 上記当社の LNG 平均価格 × 0.9689

±トン当たり LPG 平均価格（プロパンのみ）×0.0317

±トン当たり LPG 平均価格（プロパン・ブタン）×0.0119

- 4 原料価格変動額は次の算式で算定し、1,000円未満の端数を切り捨てた1,000円単位の金額といいます。

- イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

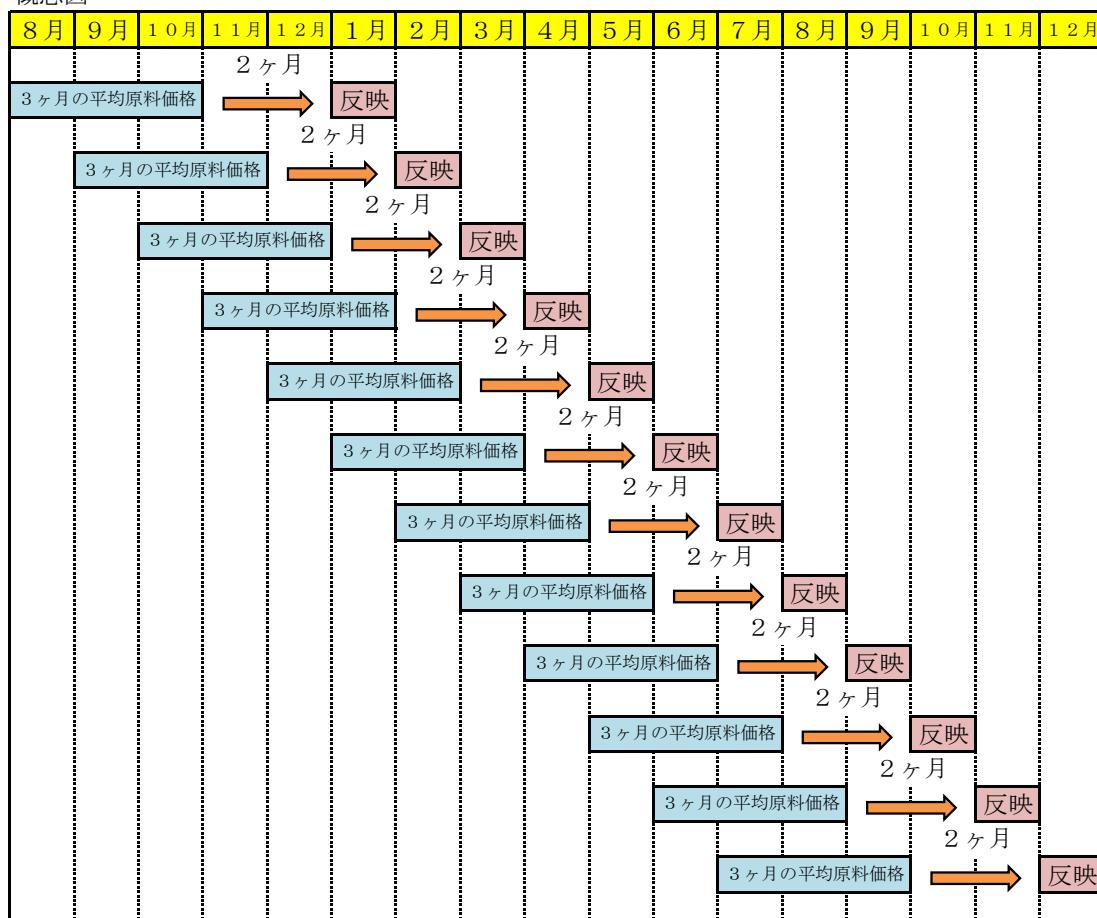
- 口 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

○調整単位料金の適用期間

平均原料価格に基づき算定した調整単位料金は、2ヵ月後のガス料金に適用いたします。

概念义



お客様へ適用する単位料金（調整単位料金）については、あらかじめ検針時に配布する

「ガス料金のお知らせ（兼）ガス料金等領収済みのお知らせ」等でお知らせいたします。

ガス料金についてのお問合せは佐野ガス 管理課までお願い致します。TEL: 0283-22-6262